仕　様　書

１　事業名

令和６年度　東国水郷観光　国内・インバウンド向け誘客事業委託

２　適用範囲

本仕様書は，千葉県香取市，茨城県潮来市，鹿嶋市，神栖市，4市で構成される東国水郷観光推進協議会（以下「発注者」という。）が受注者へ委託する「令和６年度　東国水郷観光国内・インバウンド向け誘客事業委託（(以下「本事業」という。)」に適用する。

また本仕様書は，受注者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり，委託契約締結時には受注候補者の提案を踏まえ，変更する場合がある。

３　業務目的

発注者の位置する千葉県・茨城県をまたぐ水郷観光圏では，団体旅行客数の増加並びに個人観光客を新たなターゲット層として若年層の女性を誘客することを掲げ，東国水郷観光推進事業を実施している。

また，コロナ後に回復しつつあるインバウンドの誘客も視野に入れた事業を展開していく。

ついては，団体旅行・個人旅行両面，国内・インバウンド両面の誘客促進に向けた効率的・効果的な事業を推進することを目的として事業を実施する。

４　事業内容

本事業では下記（１）～（４）の事業を一括してプロポーザル公募し，委託契約を行う。

なお，プロポーザル応募時，応募事業者は各（１）～（４）の事業ごとの費用がわかるように見積を作成すること。

（１）発掘資源を活用した補助制度の事務局業務

　　①事業目的

　国内団体旅行のツアー造成を目的として，発注者の過去事業で造成してきた体験型コンテンツやその他のコンテンツ等をツアーの行程に組み込んだ新規造成ツアーに対する補助制度の事務局業務を委託する。

②基本構成

発注者より提供する観光資源表を含むツアーを公募し，４社選定の上，60万円の補助を実施する。この補助金60万円も本契約委託額に含むものとし，ツアー実施後は受注者より各４社に支出を行うこと。

　　③事業内容

ア　補助金額は各社１５万円を限度とし，最低催行回数として各社４回以上のツアー実施を条件とすること。

　　また，ツアー実施にあたっては，各社４回以上のツアーの中で必ず４市全てを行程に含むことも条件とする。

なお，各回のツアーの行程が毎回異なる場合も補助対象とするが，1回のツアーにおいては，4市のうち2市以上を行程に含むこととする。

イ　公募要項は本プロポーザル応募事業者が案を作成するものとし，プロポーザル応募時に公募要項案を提出すること。

なお，要項案は本事業契約締結時に発注者より修正指示を加える場合がある。

　　　ウ　公募に当たっては公平性を担保し広く募集を行うこと。

エ　補助金の交付事業者4社の選定は，受注者が応募状況をまとめて発注者に提出し，発注者が選定を行うものとする。

　　　オ　観光資源表は発注者より別途提供する。

　　　カ　受注者は，各ツアー実施状況を各社より徴し，各ツアーの行程・料金・参加人数・参加者アンケート・実施状況写真等をまとめた事業報告書を提出するものとする。

なお，事業報告書は紙面にて５部提出のほか，電子データを封入したＤＶＤを５部添えて提出すること。

（２）ＳＮＳ等を活用したイベントの実施

　　①事業目的

国内個人旅行者をターゲットとした，ＳＮＳを活用したイベントを実施する。参加者のＳＮＳ発信を誘引するよう実施し，国内の個人旅行者層に東国水郷地域の観光魅力の発信を図る。

②基本構成

発注者構成４市を訪れた旅行客を対象に，東国水郷地域の観光魅力をＳＮＳで発信してもらえるようイベントを実施する。

イベントの内容は本プロポーザル応募者の提案によるが，例としてはＳＮＳ発信を条件としたクイズラリーやスタンプラリーの実施などが挙げられる。

　　③事業内容

ア　本プロポーザル応募時にイベントの提案を行うこと。この際，下記の条件を必ず記載すること。

　・イベント名

　・イベント期間

　・イベント概要と想定される参加者層

　・想定参加者数及び想定ＳＮＳ発信誘引回数

　・イベント広報の方法

　・イベントに各種システム（クイズラリー，スタンプラリー等）を使用する場合は，そのシステムの概要

　・イベント実施時の人員体制表

　・本イベントの効果測定方法

イ　業務委託契約締結後，発注者よりイベント内容の修正の指示があった際は，イベント内容を適宜修正すること。

ウ　上記ア・イの内容に沿ってイベントを実施すること。

なお，イベント実施にあっては受注者単独で事業を実施するものとし，発注者より人員等の提供は無いものとするが，特に必要と思われることがある場合はプロポーザル応募時の提案事項に予め記載しておくこと。

　　　エ　本イベント実施にあたり抽選による参加者プレゼントなどを行う場合のプレゼントに係る経費など，本イベント実施に関わる一切の費用は，本契約の委託金額に含まれるものとする。

オ　受注者は，イベント実施後，実施状況をまとめた事業報告書を提出するものとする。なお，総参加者数及び総ＳＮＳ発信誘引回数を必ず記載するものとするほか，イベントの性質に応じて発注者より別に記載事項を指示することがある。

また，事業報告書は紙面にて５部提出のほか,電子データを封入したＤＶＤを５部添えて提出すること。

（３）インバウンド向け旅行事業者・インフルエンサー招請事業

　　　　①事業目的

　　　インバウンドの団体旅行・個人旅行者両面の誘客を見据え，インバウンド向けに事業を展開しているランドオペレーターや旅行社，海外向けのインフルエンサーなどを招請する。

②基本構成

　　インバウンド向けの団体旅行を手配する旅行会社等やランドオペレーター，海外向けのインフルエンサーを招請し，東国水郷地域の魅力を伝えるファムツアーを実施すること。

　　なお，旅行会社等や海外向けインフルエンサーはともに日本国内に拠点を置くものを想定しているが，海外に拠点を置くものも招請対象者として認める。

　　　　③事業内容

ア　インバウンド向けの団体旅行を手配する旅行会社等やランドオペレーターを３社以上，海外向けのインフルエンサーを１名以上招請するものとする。

　　　　　なお，旅行会社等には受注者本人の会社は含まないものとする。

　　　イ　日数は１泊2日以上とし，発注者を構成する４市を全て行程に含むこととする。

ウ　想定対象国は欧米圏のほか中国・台湾・韓国であるが，１国に指定はしない。また，インフルエンサーの種別（SNSやブロガー，YouTuberなど）も指

定しない。

東国水郷地域の誘客に資すると考えられる国や本プロポーザル応募者が強みとする国をプロポーザル応募時に提案すること。

　　　　エ　インフルエンサーにあっては，各市について，それぞれ１回以上SNSやブログ，動画投稿などに投稿させること。なお，１投稿に複数市を盛り込むことは可とする。

オ　上記ア・イ・ウ・エを踏まえて，プロポーザル提案書を作成すること。なお，少なくとも下記の項目を提案書に記載すること。

・想定対象国及びその対象国を選定した理由

・行程及び想定される実施時期

・想定される招請対象者。なお詳細として旅行会社・ランドオペレーターにあっては各社の事業内容を，インフルエンサーにあっては国籍・SNS等の登録者数を記載すること。

カ　受注者は，ファムツアー実施後，実施状況をまとめた事業報告書を提出するものとする。なお，インフルエンサーにあっては投稿された記事などの閲覧状況を必ず記載するものとする。

また，事業報告書は紙面にて５部提出のほか,電子データを封入したＤＶＤを５部添えて提出すること。

（４）インバウンド向け受入態勢整備事業

　　　　①事業目的

　　　多言語案内などのインバウンド受入態勢整備事業を実施し，訪れた人の満足度

を上げ，口コミ効果やリピーター獲得を狙う。

　　②基本構成

　　　インバウンド受入に資する態勢整備事業を本プロポーザル応募者が提案し，発注者の指示を踏まえて実施する。

　　　例としては，多言語案内の強化や発注者HPの多言語化などを想定しているが，事業内容は左記に限定せず，広く本プロポーザル応募者の提案によるものとする。

　③事業内容

　　ア　本事業内容は発注者の構成４市全てに効果のある事業とする。

イ　多言語化を事業内容とする場合，少なくとも英語は表記するものとする。

ウ　想定対象国としては（３）インバウンド向け旅行事業者・インフルエンサー招請事業③事業内容のウに列記する国とするが，１国に指定はしない。東国水郷地域の誘客に資すると考えられる国や本プロポーザル応募者が強みとする国をプロポーザル応募時に提案すること。

エ　本プロポーザル応募時に下記内容を提案書に記載すること。

　　・事業内容，対象国及びその対象国を選定した理由

　　　　・事業により得られる効果の想定

　　オ　受注者は，事業実施後，実施状況をまとめた事業報告書を提出するものとする。なお，契約の際，事業内容による報告事項の指示を発注者より行う場合がある。

５　全体の業務期間

本業務の履行期間を下記のとおりとする。

契約日の翌日から令和７年３月１４日（金）まで

６　検査

発注者による各事業報告書の検査の合格をもって，本業務の完了及び成果品の引き渡しとする。

7　報告書提出先

東国水郷観光推進協議会事務局（鹿嶋市経済振興部商工観光課内）

８　成果物の帰属

（１）本業務により作成された成果物に関する所有権，著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む），その他権利は発注者に帰属する。受注者は著作人格権を行使しないものとする。

ただし，上記の内容には海外向けインフルエンサー招請事業の各インフルエンサー投稿内容は含まれないものとする。

（２）（１）の内容にかかわらず，個々の著作物の権利の所属・利用形態について特別の協議が必要な場合は発注者及び受注者で別途協議の上，権利の所属や利用形態を決めるものとする。

（３）成果物に重大な瑕疵があった場合は，原因者において，回収，修正等必要な措置を講じること。

（４）本仕様書に定めていない事項については，必要に応じて発注者と協議すること。